

総務経済委員会
令和7年6月20日(金)
午前9時29分開議

議員定数 9名

出席議員 9名

田中 和仁	高本 勝次
森下 伸吾	岡 弘悟
田中 博晃	小林 弘
辻本 勉	石橋 英和
中本 正人	

他に 副議長 南出 昌彦

会議に付した事件

1. 請願第6号 「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」を国に提出することの請願について
2. 報告等(令和7年度入札制度の概要と令和6年度入札結果等について)
3. 報告等(あやの台北部用地の開発に係る令和6年度環境影響評価事後調査結果について)
4. 報告等(橋本市制20周年記念事業の概要について)
5. 報告等(職場のハラスメントに関するアンケート調査結果の概要について)
6. 報告等(紀の川橋本サマーボール2025について)

説明員

副市長	小原 秀紀	危機管理監	大岡 久子
総合政策部長	井上 稔章	秘書広報課長	中村 倫子
職員課長	阿瀬 英俊	総務部長	中岡 勝則
総務課長	萱野 健治	消防長	永井 智之
経済推進部長	三浦 康広	シティガモーション観	大福 忍
建設部長	石井 隆博	上下水道部長	堤 健
健康福祉部長	犬伏 秀樹	会計管理者	兼井 和彦
選管事務局長	辻本 昌亮		

その他関係職員

職務のため出席した者

議会事務局長 笹山 奨
書 記 諸田 泰己

事務局次長 森本 和也

(午前9時29分 開議)

○委員長(田中和仁君) ただ今の出席委員は9人で全員であります。

これより、総務経済委員会を開会いたします。

本日の審査・協議事項は、6月19日の本会議において本委員会に付託された請願第6号のほか、お手元に配付の事項についてであります。

それでは、これより審査に入ります。

1 請願第6号 「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」を国に提出することの請願について

○委員長(田中和仁君) 請願第6号の紹介議員は、阪本議員であります。

お諮りいたします。

本請願の審査にあたり、会議規則第142条第1項の規定により紹介議員の阪本議員の本委員会への出席を求めることといたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(田中和仁君) ご異議がありませんので、そのように決しました。

これより、請願第6号 「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」を国に提出することの請願についてを議題といたします。

それでは、請願紹介議員より、請願理由等について説明願います。

阪本議員、お願いします。

○紹介議員(阪本久代君) おはようございます。この「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」を政府に提出することの請願。

請願者は、日本国民救援会和歌山県本部事務局長 畑中正好さんです。

請願理由は、かなり長いんですけども、すごくこの請願者の気持ちも込められていますので、読んで紹介したいと思います。

まず、請願の内容ですが、無実の人が犯罪者として処罰を受けた「えん罪被害者」を救済するためにある再審規定について、別紙、「刑事訴訟法の再審規定(以下「再審法」といいます)の改正を求める意見書」を国に提出していただきたく請願をいたします。なお、再審法改正を求める主な事項は次の3点です。

1. 再審請求の手續規定を整備すること
2. 再審請求手續における証拠開示を制度化すること
3. 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること

請願趣旨ですが、えん罪被害者を救済するための制度が「再審」です。その手續きを定めた法律が刑事訴訟法第四編の「再審」であり、通称、その部分を再審法と呼んでいます。静岡県の高田事件は、昨年9月に再審無罪となり、事件発生から58年、最初の再審請求から43年間闘って、やっと、死刑から生還しました。それも、2014年の再審開始決定から再審公判に移行するのに9年も要しました。その間に、やっと開示された証拠により、死刑判決の根拠としてきた重要な3つの証拠すなわち、自白調書、5点の衣類、ズボンの切れ端が捜査機関による捏造であることが明らかになりました。

この7月18日に再審無罪判決が予想される39年前の福井女子中学生殺人事件でも、第2次再審請求審でやっと開示された証拠により、昨年10月に再審開始決定をした名古屋高裁金沢支部は、有罪の根拠の犯人を見たという証言者の供述が、信用できない供述であり、かつ、信用できない事実を検察が知っていた、ということが明らかになりました。その決定は、知りつつ有罪とし続けてきた検

察官に対し、「公益の代表者としてあるまじき、不誠実で罪深い不正な所為」と厳しく批判していることはご存じのとおりです。

鹿児島県の大崎事件の第4次再審は、最高裁にしていた特別抗告が2月25日付けで棄却されました。とはいえ、5人の裁判官のうち1人は、再審開始を認める意見でした。この大崎事件は、最初の再審開始決定が事件から23年経った2002年3月のこと。その後今年までの23年が経過する間に2回再審開始を認める決定がされ、そして今回、最高裁で再審を認めるとした1人の裁判官を含めると、なんと10人もの裁判官が有罪判決を見直すべきとしているのに、検察官の不服申立てによってことごとく覆されました。この6月で98歳になる大崎事件の原口アヤ子さんは、5度目の再審請求を余儀なくされています。

3月11日には狭山事件の石川一雄さんが亡くなりました。86歳でした。死亡した石川さんが申し立てていた第3次再審請求は19年経過していましたが、再審には受継規定がなく終結します。その翌月、石川さんの奥さんが第4次再審請求をし、「検察の抵抗で証拠開示が遅れたという無念の思いが拭えません。彼の遺志とともに闘いたい」とコメントされていました。

これら以外にも、数多くのえん罪事件が闘われていますが、やってもいない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方のみならず、ご家族の人生を破壊し、死刑があるゆえに、時には命さえ奪いかねない国家による最大の人権侵害です。それだけに、救済を阻害する要因をすべて取り除き、かつ、早期に救済できるようにする再審法の整備は必要不可欠です。特に、今なお多くの人々が雪冤を求めて闘っている人々がおられることに思いを致せば、再審法を改正し整備することは国民的な緊急の課題といえます。

現再審法は、僅か19の条文しかなく、それも、1922（大正11）年に制定されたもので、戦後の新憲法（39条の二重処罰の禁止）の下での改正は、不利益再審規定が削除された以外、一切変わっていません。今日、大正時代の規定が時代にそぐわなくなっていることは顕著というべきです。

そもそも、現行法には、再審請求の手続きや審理方法などを明記しておらず、裁判所の広範な裁量に委ねています。そのため、担当する裁判官の姿勢差によるいわゆる「再審格差」が生じています。特に、証拠開示の判断に大きな差があります。それ故、どの裁判官にあたって、公平かつ適正な審理が受けられるようその手続き規定を明文化して整備することが求められます。

そして、上記で述べた事例をみれば、すべての証拠開示を速やかにしないことや、検察官が不服申立をすることが救済の長期化を招く要因になっていることが顕著といえ、これらの改正は早期にすべきです。

私達日本国民救援会では、再審法改正の草の根運動として、地方議会の総意で、政府に届ける再審法の改正を求める意見書の請願運動を全国的に展開しています。4月11日現在での到達点は、都道府県で過半数を超えた24県を含む604議会で議決されました。和歌山県内では、議員や議会の委員会、市民団体の請願など提案はさまざまですが、昨年6月議会以降、同様の意見書が和歌山県、和歌山市、海南市、御坊市、日高町の5つの議会で採択されています。

国会内では、2024年3月に、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」（以下、「議連」といいます）が発足しました。会長が自民党の柴山昌彦衆議院議員、幹事長が立憲民主党の逢坂誠二衆議院議員、事務局長が自民党の井出庸生衆議院議員です。最高顧問には麻生太郎・自民党副総裁

(当時)、顧問には各党党首が名を連ねています。この議連は、議員立法で法案を提出し法改正の成立を目指しています。3月25日に公開された改正案の要綱は、上記の3点が明記されています。そして、4月9日現在の議連加入者議員が384人となり、総議員数の過半数を超えたといわれていて、議員立法による成立が十分実現可能といえる状況にあります。

他方、法務省の動きとして、2月7日、鈴木法務大臣が再審制度について法制審に諮問することを正式に公表し、それまでの消極的な姿勢を転換しました。これは、政府が常道にしている法制審の取りまとめに沿った内容の法案を内閣から提出(閣法)し、国会で成立させる、というものです。「ようやく法務省が重い腰を上げたか」と思われた方もあるに違いありません。

しかし、法改正の必要性はすでに明らかであり、議員立法でも成立が十分な状況にあるだけに、これを一から法制審の議論に委ねるまでもなく、かつ、法制審の取りまとめが議員提案より後退しないとも限りません。そうしたことを踏まえると、法制審の取りまとめを待つまでもなく、議員提案での改正に背中を押していただくためにも、本件請願の議決を強く、お願い申し上げる次第です。

是非とも、この請願の採択よろしく願います。

○委員長(田中和仁君)説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

岡委員。

○委員(岡 弘悟君)この3つ目の再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止することっていう、この禁止が少しね、僕引っかかるんです。検察官にもそれなりの権利がございましてね、禁止というものをちょっと要望するのは、ちょっとこの文言が気にな

るので、ちょっとその点については、阪本議員はどのようにお考えでしょうか。

○委員長(田中和仁君)阪本議員。

○紹介議員(阪本久代君)この再審についてのQ&A。日本弁護士連合会が出したのがあるんですけども、それを紹介します。

今おっしゃったちょうどその「やり直しの裁判(再審公判)を早く始めるために、再審開始決定に対して検察官の不服申立てを禁止すべきっていうけど、それって公平なの?」って問いに対するこの弁護士連合会の答えです。「公平だと考えます。やり直しの裁判を始めるかどうかを決める手続き(再審請求手続)は、すでに通常の刑事裁判で争われて確定した判断について、もう一度、裁判のやり直しをするかどうかを決める手続であり、しかも、えん罪被害者を救うためだけに設けられた制度です。

また、再審請求手続で再審開始決定が出て、それだけで、元被告人(刑事裁判にかけられた人)の無罪が決まるわけではなく、その後、やり直しの裁判(再審の公判)が始まり、そこで、改めて有罪か無罪かが判断されます。このように、再審の手続は2段階の構造になっています。

裁判官がいったん「再審開始決定」を出したということは、過去の有罪判決に合理的な疑いが生じていることを表していますから、検察官がそれを争うのであれば、再審請求手続の後に控えているやり直しの裁判(再審公判)で、改めて元被告人が「やはり有罪である」という主張・立証をすればよく、その検察官の主張と、元被告人・弁護士の主張とを改めて闘わせればよいはずですよ。

しかし実際は、検察官が、再審開始決定に対する不服申立て(即時抗告・特別抗告など)を繰り返すことにより、再審公判が始まるまでにとっても長い時間がかかり、今も無実の人が苦しめられているのです。

検察官は、再審公判の段階で改めて自らの主張・立証ができる上、検察官の不服申立てのために、えん罪被害者の救済が大幅に遅れ、救済が阻まれてる現状をみれば、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止しても決して不公平ではありません。」こういうふうに回答書いてありまして、実際に、この不服申し立てすることによって、ずーっと伸びてきて、もう袴田さんにしても、とにかくすごく時間かかっているんですね。再審が始まるまでにとにかく時間がかかる。だから、それをやめるためには、やっぱり禁止しないと、禁止してもその後でまた裁判で闘えるわけですから、禁止することは何も不公平ではない。問題はないというふうに考えます。

今までのいろんな事例を見ても、そう思います。

○委員長(田中和仁君)ほかにありませんか。

石橋委員。

○委員(石橋英和君)ちょっとあんまり詳しくない分野なので、教えていただきたいんですけど。検察側が不服申立てをしたからといって、裁判所側がどういうの、不服申立てがあれば再審開始ができないということじゃないんですよね。不服申立てがあったとしても、裁判所側が再審を開始しますという決定を下せば、その件に関する再審は開始されるわけなんですよ。

○委員長(田中和仁君)阪本議員。

○紹介議員(阪本久代君)不服申立てしたら、また最初からまた審議し直してということになるから、再審が始まるのには至らないんですよ。またそこで不服が来たら、ほんだから今度、再審してもいいかどうかという判断が裁判所のほうがまたすることになるから、その繰り返しになるわけ。

○委員長(田中和仁君)石橋委員。

○委員(石橋英和君)それでも裁判所側ですることであって、決定権は検事側。いや、私

の解釈では、被告側と検察官側が対等な権利で、対等にその法の下で裁かれるというふうに考えててね。

だから、確かに、えん罪事件に関しては、本人の気持ちを考えると、袴田さんにしたってね、本当に気の毒だなという気持ちはもちろんあるんですよ。でも、だからといって検察側の持っている権利をもぎ取ったとして、それがね、なくなるっていう解決方法は正しいのかっていう疑問が残るんです。もっと検察側のやり方、本当にねつ造証拠なんてね、そんな有り得ないようなことをやってた、それって、まず、その進め方から正していくべきであって、だからといって片方の持っている権利をもぎ取って、根本的な解決になるんかなっていう疑問が残ります。

○委員長(田中和仁君)阪本議員。

○紹介議員(阪本久代君)私も詳しくないから、正しい答えかどうかわからないけれども。検察は確かに不服ですっていうことは言えるかもしれないけど、でも、それで、それをするによって、要するに再審の審査は始まらないんですよ。とにかく。不服したら、また元に戻ってっていうことですよ。尚且つ、さっき紹介したように、検察側は再審審査の中できっちり自分の主張はできるわけですよ。だから、被告人と検察のほうが対等かっていっても、そもそも再審してくれて請求するところから見ても、そんな対等といえるかって言うたら、言えないと思います。

○委員長(田中和仁君)石橋委員。

○委員(石橋英和君)どうもありがとうございます。まあね、仮説だけど、反対側のことを仮定するとね、実は有罪の被告がね、何とか有能な弁護士によって、証拠もそんなになくて、逃げ切ろうとした場合ね、でも検察側は、それは確証として有罪であるっていうのを立証しなければいけないっていうようなことがあって、そのときに再審だって言い出

したとき、それはもうあれだ、不服申立てできなくなったらね、両方の有利、両方の不利があると思うんです。そして人が人を裁けないっていうのが基本にあって、それは間違いだってあるし、それは、えん罪もあったけど、ひょっとしたら有罪者を無罪にしたことだって日本の長い裁判史上では無かったって、果たして言えるかなって疑問、これ実態として報道なんかもちろんされてないからわからないけども、皆さんそれぞれのお考えが判断されると思うんですけども、私は、片方の権利を、そう容易くはもぎ取るべきじゃないという考えです。

○委員長(田中和仁君)ほかにありませんか。

岡委員。

○委員(岡 弘悟君)僕もその、その点気になったんで、その辺は、石橋委員がおっしゃるのは理解できる。ただ、争点になってるのは、基本的に、再審をすべきやっていう裁判所の意見に対して検察側が、いやそんなしないよと、俺らはもうそんなしたくないんや、っていうふうに突っぱねて、まあ言えば議論のテーブルに乗せることを嫌がってるわけですよ。検察側はね。っていうことは、阪本議員がおっしゃってるのは、いや、白か黒かは、もう一回再審してやったらええやないかと、だから、検察側の権利っていうのは否定することじゃなくて、有罪の証拠を、じゃあ突き付けると、もう一回ね。弁護士側は、いや、その証拠が果たして正当かどうかを、もう一度じゃあ審査し直すよ、それで裁判官がもう一度判決を下しますっていう、この流れの手前で止めるからおかしいっていう話をしとるんですよ。権限を別に奪ってる訳でも何でもないんやけども。でも、ただ僕も気になるのは、禁止するっていうんじゃなくて、その文言に対して、やっぱりそこが気になるので、ある程度の制限を掛けるとか、そういった文言に変えてもらったほうが、何

て言うんかな、ちょっとニュアンスが変わってくるかなと。

そもそも再審の決定出るっていうのは、再審が始まれば裁判所側も、まあ言えば、ちょっとおかし過ぎると、えん罪の可能性が高いという場合じゃないと、なかなか再審って行われないんですよ。実際ね。再審が行われるっていうのは、今までの経過で言うたら、ほぼほぼ90%以上が、えん罪を認められてきてるんですよ。再審が行われた場合はね、場合ですよ。結局はそれほど、まあ言えば、あまりにもその証拠に対してもおかしいと思う場合に裁判所側も再審を依頼するので、それに対して検察側が拒否するっていうのは、実はおかしな話なんですよ、正直な話ね。確実に黒の人を再審になんて出さないんですよ、裁判所も。なぜかという裁判所は、自分が判断してるから、それに則って、自分ところにもうそれは、返ってくる話やから、余程のことがない限り再審は行われない。だから、そういった権利の中で、こういったことをするのはおかしいよっていう阪本さんの理屈も理論もわかるし、陳情者の、意見書を書いた方のこの文章読んでもわかるんですけど、その辺は制限していくっていう形でもいいんかなと。まあ言えば、完全な、例えば、裁判官の、今回10人以上の場合もあったでしょ。そういうそれ、例えば、何人中の何人以上が再審を求めたならば、例えば検察側は拒否できないとかね、そういった制限を設けるべきだっていうふうを考えるんで、ちょっとこの文言は確かにちょっと気になるんでね。その辺はちょっと変えて委員会として出し直してもらったほうがええんかなと、僕は思うんですけども。それは採決取ってからになりますんでね。僕の意見としてはそういう意見です。

以上です。

○委員長(田中和仁君)阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君） 請願者が出した文書やから、これを私が変えることはできないんだけど、できないんです。禁止してほしいっていうのは、私も同じ思いなんやけれども、意見書としてあげる文章を変えるっていうことは、別にそれは委員会に任されてることなので、そこまでは何も言いません。

○委員長（田中和仁君） 小林委員。

○委員（小林 弘君） 阪本議員にお伺いをいたします。ちょっと教えてほしいんですけど。

再審開始決定に対する検察官の不服申立てっていうのは、できるという法律になっとなんでしょうね、これ。だから、それを禁止すること僕らが、この議題であげていくっていうよりも、法整備してもらわなあかんっていうことでしょ。

○委員長（田中和仁君） 阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君） 1に、この「手続規定を整備すること」っていうことが入ってるんで、それはその中に含まれてくると思うんです。でも、今言ってるのは、今まで不服申立てが多かったから、このずーっと期間が長くなって、もう最悪の場合は、もうお亡くなりになってしまうとかっていうこともいろいろ、また死刑が執行されるっていうこともいろいろ起こってきたから、そうするんじゃないかって、その再審が裁判所が認めたら、それを速やかに再審審査のほうに移してほしいっていうことなんです。

以上です。

○委員長（田中和仁君） ほかにありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本 勉君） すみません。私も当初は3.のところが気になったんですけども、今十分説明を受けたんで、ある程度は理解できました。ほんで岡議員言われとるこの文言、禁止というところっていう曖昧な、これはね、おそらく法律なんで、やっぱり曖昧な表現っていうのは絶対しないと思うんです。禁止な

ら禁止、ええならええというね、そういうこれを法改正せないかんので、だから我々思ってる、その曖昧なところの表現には絶対なんと思うんですよ。この辺の文章っていうのは、やっぱり趣旨からいくと、やっぱり禁止するほうが、後で十分議論できる、再審されたら議論できる議会もあるんやから、もうそういう、まあ言えば、遅れさすために、結局審議遅れさすために、再審遅れさすために検察官が不服申立てしとるような、今の現状はそうやと思うんです。それはこの、えん罪をなくしていくという再審をちゃんとやって、やり直していくという趣旨からいくと、ちょっと不合理な点もあるんで、僕はもうこの文言でもええかなとは思うんです。

○委員長（田中和仁君） ほかにありませんか。

中本委員。

○委員（中本正人君） 私の言いたいことは、すべて言ってもらえましたんやけど、ちょっと私気になるのはね、この中でこれ、採択されている和歌山市や海南市、御坊市、日高町の議会で採択されているの、これ文書内容、これ同じですか。

○委員長（田中和仁君） 阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君） すみません。どういう経過で、どうなってっていうのは、全然わからないんですけど。資料としては、和歌山県が出した意見書、和歌山市が出した意見書っていうのは委員長には渡してあるんです。その2つは全然、全く違うものになっております。だから多分、各議会で意見書そのものはいろいろ、何て言うか、違いがあると思います。

○委員長（田中和仁君） 中本委員。

○委員（中本正人君） 私もね、この請願趣旨についてはね、理解できるんですよ。先ほどから各委員からも出てますけど、3番目、やっぱり「不服申立てを禁止すること」っていうことが、どうも私引っ掛かりますんでね。

こんなんで橋本市議会として請願するのどうか、いかがなものかなっていうふうを感じるんですけどね。

○委員長（田中和仁君） 阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君） だから、請願趣旨を理解していただいたら、是非ともこの請願については採択していただきたいんです。

でも、意見書のほうは、それこそ委員会の中で、揉んでいただいたら、もう別に決まったことには何も言いません。

○委員長（田中和仁君） 暫時休憩いたします。

（午前 09 時 57 分休憩）

（午前 10 時 00 分再開）

○委員長（田中和仁君） 再開いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中和仁君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

高本委員。

○委員（高本勝次君） いろいろ意見、皆さんから聞かせていただきましたけども。これ結局ね、国会でもね、超党派でかなりたくさんの議員さんも、この書いている内容の趣旨で賛同されると。会長も自民党の議員さんということで。ほんでね、新聞の社説でもね、これ直後にもやっぱり、それぞれ朝日新聞その他いろいろ社説でも、この袴田事件の経過直後ね、出ています。早いこと改正せんと、このままいってたら、えん罪事件がどんどん残ってしまうということ言われてるんで、そういうのがもう流れになってます。国会の中でも圧倒的にそれが多くなってらるんで。

だからやっぱり結局大きな事件はね、えん罪事件になってることが多いんですよ。大体多くの大きな事件は。だから、それによる

被害を受けてる方はもう本当に大変なことやということで、それを救済せなあかんということで、今回のこの改正が呼びかけられているんですよ。全国の自治体でも採択ということで、今、意見書は全国で 600 議会が意見書あげてます。だから、そういう意味ではね、趣旨は、この請願の内容、書いているようなこの内容の趣旨でそのままになってると思いますんでね。だからやっぱり、その趣旨でやっぱり救済していかなあかんゆう一致でね、何とかこの請願を通していただきたいということで思うんですよ。

やっぱり私もね、この、ここに挙げている国民救援会ですけどね。私、国民救援会のずっと新聞購読してるんですけどね。本当にたくさんえん罪事件が、もうどんどん載っています。だからほんまに全国的にそういう人たちを救済していこうっていう運動がね、日々行われてるんですよ。だから、何とかそういう意味では、この法改正を進めていかんとあかんっていうことだと思いますんで、この 3 点は。

もう一つ言いましたらね、これ検察官の不服申立て、これを禁止しないということになったらね、被告になってる方と検察側と対等ではないと思うんです。これ、検察側がやっぱり権限持ってるんでね、捜査上。証拠も圧倒的にいろいろ示すことができるしね。だからそういう意味では、対等になろうと思ったら、先ほど紹介議員がおっしゃったように、改めて裁判することもなんぼでもできますしね。だから、この内容の趣旨で、是非、賛同していただけたらなど。私はそういう意味で賛成したいと思います。よろしく願います。

○委員長（田中和仁君） 次に、採択することに反対の立場で討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中和仁君）ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、請願第6号「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」を国に提出することの請願についてを採決いたします。

本件は、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（田中和仁君）起立少数であります。

よって、請願第6号は、不採択とすべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終わりました。

なお、委員長報告の作成については、私と副委員長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中和仁君）ご異議がありませんので、私と副委員長において作成いたします。

○委員長（田中和仁君）再開します。

先ほどの請願は不採択としましたが、協議の中でご意見があった内容を加味した意見書を提出する方向で議論を進めたいと思います。ご意見を加味した意見書（案）をお手元に配付しますのでご覧ください。

それでは、事務局より説明願います。

事務局。

○議会事務局長（笹山 奨君）失礼いたします。先ほどの協議の中で、請願に添付されていた意見書をそのまま出しましょうということで、おっしゃった議員は2人いらっしゃったということですが、2人ということで、賛成少数ということで不採択となったところ。協議の中で、文言を一部変えて出してはどうかということで、ご意見いただいた委員さん2名ほどいたと思います。それ

を加味したものを、今、お手元に配らせていただきました。これに基づいて協議いただきましたと思いますが、変更したところは、訴えるところ、1、2、3っていうのありまして、その部分の3のところ、「不服申立てを禁止すること」っていうところを、「不服申立てに制限を加えること」にしてはどうかというご意見が多かったと思いますので、そのように修正したものをお配りしています。それ以外は変更してございません。

これでご協議のほどお願いいたします。

○委員長（田中和仁君）説明が終わりました。

それでは、意見書（案）等をご協議いただきたいと思います。

暫時休憩します。

（午前11時20分休憩）

（午前11時21分再開）

○委員長（田中和仁君）再開いたします。

それでは、委員長より申し上げます。意見書の文案は、お手元に配布の意見書（案）を基本とし、細部、字句の整理については、正副委員長に一任いただくこととし、会議規則第14条第2項の規定により本委員会から提出したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中和仁君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

以上で、本委員会の審査、協議事項はすべて終了しました。

これをもって、総務経済委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

（午前11時22分 散会）

